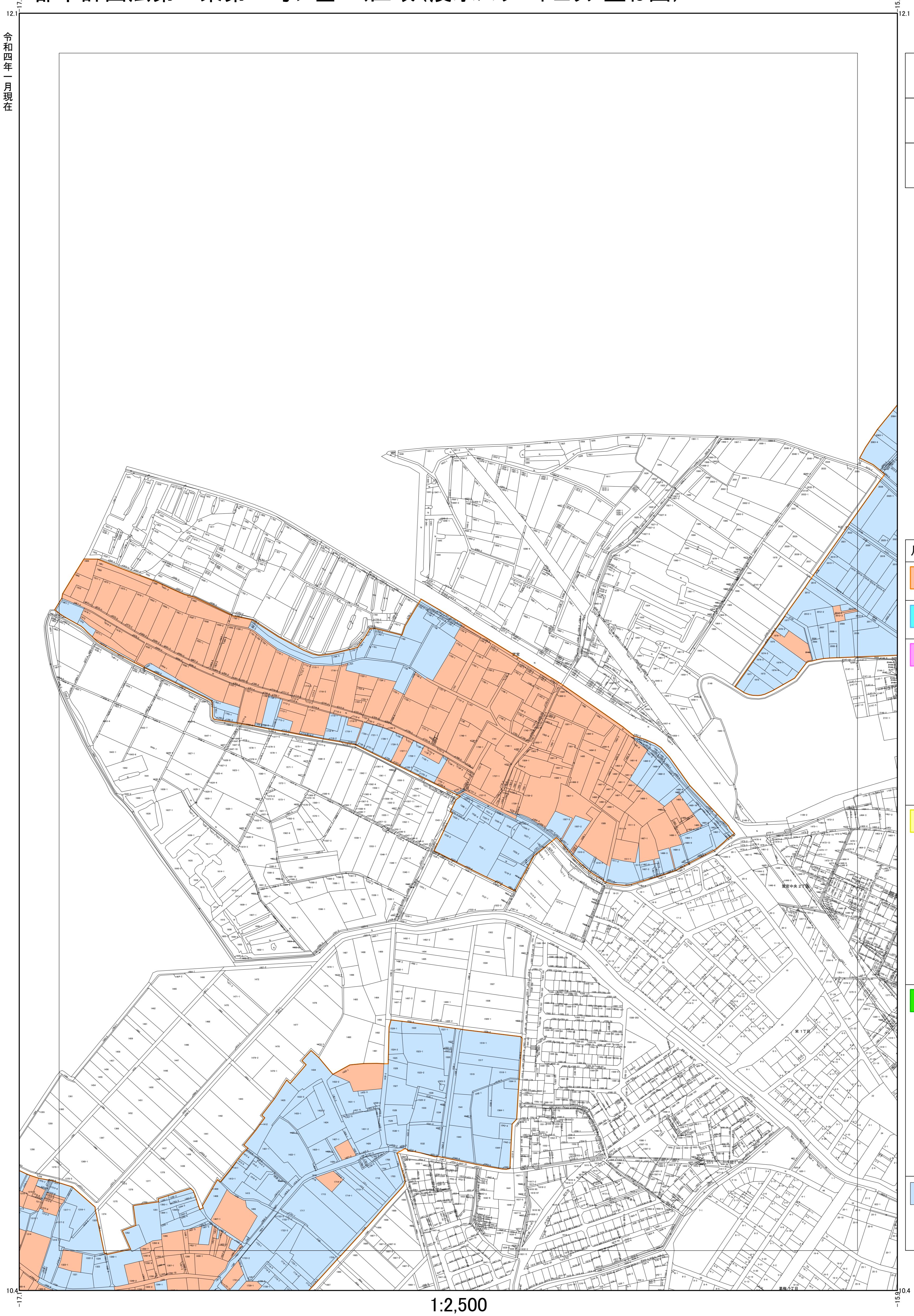


久喜市
都市計画法第34条第12号に基づく区域(浸水ハザードエリア重ね図)No10R

令和四年一月現在



凡例		
	条例第5条第2項に基づく既存の集落(最低敷地面積300m ² が適用される区域)	
	条例第5条第2項に基づく既存の集落(最低敷地面積300m ² が適用されない区域)	
	【流通業務施設】 条例第5条第1号に規定する建築基準法別表第2(5)項に掲げる建築物以外の建物のうち、倉庫及び貯蔵場を除く。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第2項第1項に規定する廃棄物の利用に供する建築物のうち、建築基準法第5条第1項に規定する許可を受けたもの及び破砕、焼却等の処分の用に供するものを除く。	
	【工業施設】 条例第5条第1号に規定する建築基準法別表第2(5)項に掲げる建築物、金属の蓄蔵又は物錠の事業を含む工場を除く。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第2項第1項に規定する廃棄物の利用に供する建築物のうち、建築基準法第5条第1項に規定する許可を受けたもの及び破砕、焼却等の処分の用に供するものを除く。	
	【商業施設】 条例第5条第1号に規定する建築基準法別表第2(4)項に掲げる建築物以外の建物のうち、次の(1)又は(2)に掲げるものとする。 (1) 小売業の店舗(大規模小売店舗立地法第2条第1項に規定する店舗面積が3,000m ² 未満のものに限る。(2)において同じ。)(2) 小売業の店舗と飲食店の用途のみを併せ有する施設(当該用途に供する部分の面積の合計が10,000m ² 未満のものに限る。)	
	【浸水ハザードエリア】 都市計画法施行令第29条の9第9号又は第7号(第1号第1項に規定する区域)に該当する区域 (利根川、江戸川、荒川、小山川又は中川が氾濫した場合の指定浸水深が10mである土地の区域)	